



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第671号 令和6年2月20日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
9 1	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
9 2	同	同
9 3	同	同
9 4	種畜証明書を交付した旨の通報を受けた件	畜産振興課
9 5	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
9 6	解除予定保安林に関する通知を受けた件を廃止する件	森林整備課
9 7	解除予定保安林に関する通知を受けた件	同
9 8	建設業法の規定に基づき建設業者の営業停止を命じた件	建設管理課
9 9	道路の区域を変更する件	道路整備課



	できる時間帯		間)
	駐車場の自動 車の出入口	出入口の数	
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	位置	二箇所	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和六年一月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和六年二月二十日から同年六月二十日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十日から同年六月二十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグストアモリ土成店  
 所在地 阿波市土成町吉田字御所屋敷の二二三番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和六年十月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、四八一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要									
	駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保		管施設	
施設の配置に関する事項	位置	収容台数	位置	位置	位置	面積	位置	位置	容量	施設の運営方法に関する事項
	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五八台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	八台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五〇平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	六・九立方メートル	小売業を行う者の開店時刻 小売業を行う者の閉店時刻
										来客が駐車場を利用することが
										午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

	できる時間帯		間)
	駐車場の自動 車の出入口	出入口の数	
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	位置	二箇所	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和六年一月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課
  - 2 縦覧の期間 令和六年二月二十日から同年六月二十日まで
  - 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十日から同年六月二十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス西新浜町店  
 所在地 徳島市西新浜町一丁目六三番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山 英昭
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和六年十月一日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、一六九平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要									
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
施設の運営方法に関する事項	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置
	駐車場の自動	出入口の数	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり
駐車場の自動	出入口の数	一箇所	六〇台	二〇台	六五平方メートル	一三・五立方メートル	午後九時	午後十時	午後八時三十分から午後十時三十分まで	一箇所

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和六年一月三十一日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和六年二月二十日から同年六月二十日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
  - 郵便番号七七 八五七
  - 徳島市万代町一丁目一番地
  - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
  - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
  - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (二) 意見の内容
  - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他
 

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第九十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、次のとおり同法第四条第一項本文の種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

種畜証明書番号	家畜の種類	品 種	毛 色	名 前	等級	飼 養 者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
三三三三三六〇一〇〇〇一	豚	デュロック種	褐	ピック ユメサ クラエースト クシマチツケン ー 〇四〇ー 〇一	二級	板野郡上板町	徳島県立農林水産総合技術支 援センター所長
三三三三三六〇一〇〇〇一	同	同	同	ユメサクラエー ス D トクシ マチツケン ニ 〇七六―〇一	同	同	同
三三三三三六〇一〇〇〇二	同	同	同	クリシマ〇〇四 ナカ コスモ ス コスモス― 二二一 〇六四 ―〇六	同	同	同
三三三三三六〇一〇〇〇三	同	同	同	クリシマ〇〇四 クリシマ〇〇 三 コスモス―	同	同	同



一一六三六八四〇四五九	一一六〇六九四七七八二	一一五二〇一八〇〇〇八	一二五五二二七九八八四	一二五五二二七九八三九		三三三三三六〇一〇〇〇四	
同	同	同	同	肉用牛		同	
同	同	同	同	黒毛和種		大ヨークシャ 一種	
同	同	同	同	黒		白	
剣桜	陽美	幸美桜	阿波幸久	藍美津平	一 九 〇二六―〇	ドンホルムク ラリオントク シマチツケン	二二一 〇六五 ― 〇六
同	同	同	同	同		同	
同	同	同	同	同		同	
同	同	同	同	同		同	

徳島県告示第九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、東みよし町長、勝浦町長、石井町長及び神山町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 東みよし町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

東みよし町

(二) 調査を行った時期

令和二年度から令和四年度まで

(三) 成果の名称

東みよし町西庄字榎佐古、岡田、三歩一、土久保、友竹、浪内及び絵堂、中屋、日浦、樋尻川の一部の地籍図及び地籍簿（西庄七地区）

(四) 調査を行った地域

三好郡東みよし町西庄の一部（西庄七地区）

(五) 認証年月日

令和六年二月八日

2 (一) 調査を行った者の名称

東みよし町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田十三地区）

(四) 調査を行った地域

三好郡東みよし町毛田の一部（毛田十三地区）

(五) 認証年月日

令和六年二月八日

3 (一) 調査を行った者の名称

東みよし町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

東みよし町昼間字井ノ神、坪井谷、円福寺ノ上及びシルクミ、前山の一部の地籍図及び地籍簿（前山三地区）

(四) 調査を行った地域

三好郡東みよし町昼間の一部（前山三地区）

(五) 認証年月日

令和六年二月八日

二 勝浦町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称  
勝浦町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

勝浦町（生名五地区）字鷺ヶ尾の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町生名の一部（生名五地区）

(五) 認証年月日

令和六年二月八日

2 (一) 調査を行った者の名称  
勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和四年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町（坂本一地区）（字稼勢、字鍬ノ先、字鶴ノ休場、字峠谷、字長内、字東平、字二ツ石）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町坂本の一部（坂本一地区）

(五) 認証年月日

令和六年二月八日

三 石井町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称  
石井町

2 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

3 成果の名称

名西郡石井町高川原字天神の一部及び南島の一部（高川原三地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

名西郡石井町高川原の一部（高川原三地区）

5 認証年月日

令和六年二月八日

四 神山町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称  
神山町

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

神山町（阿野 字 長谷の一部）の地籍図及び地籍簿（阿野五）

- (四) 調査を行った地域  
名西郡神山町阿野の一部(阿野五地区)
- (五) 認証年月日  
令和六年二月八日
- 2  
(一) 調査を行った者の名称  
神山町
- (二) 調査を行った時期  
令和二年度及び令和三年度
- (三) 成果の名称  
神山町(神領 字 南上角・本上角の一部)の地籍図及び地籍簿(神領二十七)
- (四) 調査を行った地域  
名西郡神山町神領の一部(神領二十七地区)
- (五) 認証年月日  
令和六年二月八日

徳島県告示第九十六号

令和五年徳島県告示第四百二十二号（解除予定保安林に関する通知を受けた件）は、令和六年二月二十日限り、廃止する。

令和六年二月二十日

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県告示第九十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
美馬市脇町字北星八の四、二四の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

徳島県告示第九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定に基づき、建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 処分をした年月日

令和六年一月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

株式会社茜ホームアシスト

徳島市川内町沖島一 九番二

代表取締役 武田 圭司

徳島県知事許可（般 二）第七〇六三九号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

徳島県内における建設業に係る営業のうち、公共工事以外の工事に係るもの

2 期間

令和六年三月一日から同月三日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社茜ホームアシストは、屋根瓦などの塗装、修理の訪問販売で不適切な勧誘を行っていたとして、令和五年九月二十七日、四国経済産業局から、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、訪問販売に関する業務停止命令（三月間）を受けた。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

徳島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 1		整理 番号
神山鮎喰		路線名
	同 六〇番四地先まで	区 間 名西郡神山町阿野字南行者野四九番一地从ら
新	旧	新旧 の別
	二・八〇四・〇	敷 地の 幅 員 (メートル)
	一三四・三	延 長 (メートル)